

[事案 23-81] 契約者貸付利息免除請求

・平成 24 年 1 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

契約者貸付の制度について、募集人からの誤った説明により契約者貸付を受けたことから、募集人の説明どおりに、無利息で、保険金支払時点における借入元金のみの控除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 2 月に契約者貸付を行ったが、以下のとおり、本貸付は虚偽の説明により行ったものであるため、貸付元金は説明どおりに死亡時に受取る保険金から差し引き、その利息については発生しない扱いにしてほしい。

- (1) 契約者貸付について、募集人から、死亡保険金からの先払いに必要な金額を支払う制度がある、との説明を受けた。
- (2) 契約者貸付に関わる正確な情報提供（利息の発生、利率等）が一切なされなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付手続き時、募集の説明は短時間で、利息の取扱他説明不足があったのは事実であるが、利息がつかないとの虚偽の説明をした事実はない。
- (2) 約款および手続き書類に規定されている当該貸付手続きは有効であり、死亡保険金支払い時に利息を免除して元本のみを相殺することは他の契約者との公平性の観点からできない。
- (3) 募集人の説明不足を勘案し、元本を返還してもらうことで、当該貸付手続きを取消すことを解決案として提案する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、募集人の説明どおりの保険金の前払契約が成立したとの主張と解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記(1)～(4)の事情を踏まえて、当審査会においても、保険会社の和解案は妥当なものとして認め、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 保険契約は約款に基づく附合契約であり、契約者の一部と約款と異なる合意をすることはできないことから、申立人との間に、約款に規定のない保険金の前払契約があったと認めることはできない。また、募集人は契約締結に関し、何らの権限もないことは明らかであるから、募集人の説明に従った契約が成立したと認めることはできず、申立人の主張は法律上の理由がない。

- (2) 本件においては、募集人が申立人に対し契約者貸付の内容を十分に説明しなかったことは保険会社も認めるところであり、かかる説明不足（あるいは誤った説明）により、申立人が返還義務の存在及び利息の発生について錯誤が存在した可能性は十分にあり、かかる錯誤が存在した場合、借入契約は民法 95 条により無効となるが、錯誤が申立人の重大な過失による場合には、無効を主張できない。
- (3) 申立人が保険会社に交付した文書には、大きく「契約者貸付申込書」と記載され、かつ、貸付条項欄には「2.（貸付金の利息）貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。（以下省略）」「4.（貸付金の返済）貸付金は、いつでもその全額または一部を返済することができます。（以下省略）」と記載されており、申立人は、この文書に署名していることから、保険会社から申立人への当該金員の交付が貸付であって返還義務があること、利息が発生することの認識があったものと推測でき、仮にこの点に錯誤があったとしても、申立人には重大な過失がある。従って、民法 95 条ただし書きにより、本件貸付契約の無効を主張することはできない。
- (4) 以上のように、本件貸付行為は有効であるが、保険会社は募集人に説明不足あるいは誤った説明をした可能性があることを認め解決を申し出た経緯があり、当審査会の法的判断は上記のとおりであるが、募集人の誤った説明により申立人が誤解した可能性が皆無ではないと判断し、保険会社の提案を妥当と判断する。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。